

【2018 年 5 月 2 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 92 号 ■

目次

【トピックス】

1. 中小企業の事業主の皆さまへ ～5月から確定拠出年金制度の導入がしやすくなりました～
2. 労働契約の無期転換の申込みが本格的にスタートしています！ ～「無期転換ルール」の対象となる有期契約社員の現状を把握しましょう～
3. 「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか？ ～中小企業の退職金を国がサポートします～

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆ 広報誌『厚生労働』5月号発売中！
 - ◆ 新しくなった iDeCo のパンフレットとチラシをご活用ください！
 - ◆ 現在の雇用失業情勢
-

【トピックス 1】中小企業の事業主の皆さまへ

～5月から確定拠出年金制度の導入がしやすくなりました～

従業員の福利厚生にも役立つ確定拠出年金（DC）制度は、法律改正により、5月から従業員数100人以下の中小企業を対象に、「中小事業主掛金納付制度」と「簡易型DC制度」がスタートしました。この制度が始まったことで、中小企業はDC制度を導入しやすくなりました。

「中小事業主掛金納付制度」は、従業員が iDeCo（個人型確定拠出年金）に加入している場合、本人が拠出する掛金に加え、事業主が掛金を追加拠出することができる制度です。

「簡易型DC制度」は、企業型DC制度の一つです。この制度を導入すると、企業型年金規約の承認申請を、地方厚生（支）局に行う際に必要となる書類が簡素化されます。また、シンプルな制度設計となっているため、導入する際の事務負担が軽減されます。

どちらの制度も、従業員の豊かな老後に向けた資産形成に、事業主が直接支援できる制度となっています。制度の概要については、厚生労働省のホームページにも掲載してありますので、ぜひご覧ください。

【詳細はこちら】

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192886.html>

【トピックス2】労働契約の無期転換の申込みが本格的にスタートしています！

～「無期転換ルール」の対象となる有期契約社員の現状を把握しましょう～

有期労働契約で働く方が、無期労働契約への転換を申し込むことができる「無期転換ルール」が、4月から本格的にスタートしています。

「無期転換ルール」とは、平成25年4月1日以降の有期労働契約（期間の定めのある労働契約）を企業との間で更新して、通算契約期間が5年を超えた場合、有期契約社員（契約社員やアルバイトなどと呼ばれる社員。名称は問いません。）からの申し込みにより、無期労働契約（期間の定めのない労働契約）に転換するルールのことです。

労使トラブルを未然に防ぐため、有期契約社員との通算契約期間が5年を超えた場合、無期転換申込権が発生することを事前に説明することが重要です。そのため、有期契約社員の通算契約期間などの現状を把握しましょう。

このルールにより、有期契約社員から無期転換の申し込みがあった場合、無期労働契約が成立し、企業は断ることができません。無期転換の申し込みは、法律上、口頭でも有効ですが、トラブルを未然に防ぐため、あらかじめ申し込み様式を決めておき、書面で契約することをお勧めします。

無期転換ルールの適用を意図的に避けるために、有期契約社員の無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇などを企業が行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

無期転換ルールに関してご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

<相談例>

- ・パートやアルバイトなどの有期契約社員から申し込みがあったら、いつから無期契約になるの？正社員にしなければならないの？
- ・無期転換後の労働条件はどのように設定したらいいの？

■無期転換ポータルサイト

無期転換ルールについて詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

■無期転換ルール特別相談窓口一覧

<http://muki.mhlw.go.jp/policy/counseling.pdf>

■無期転換ルール緊急相談ダイヤル

ナビダイヤルで最寄りの都道府県労働局にお繋ぎします。

- ・電話番号：0570-069276（円満に無期になろう）

携帯電話やPHSからもご利用いただけます。

受付時間：平日8:30～17:15

（土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

※前述した都道府県労働局の「無期転換ルール特別相談窓口」にも、直接ご連絡いただけます。

【トピックス3】「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか？

～中小企業の退職金を国がサポートします～

「中小企業退職金共済制度」は、中小企業がに退職金制度を導入することで、従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る国の制度です。

企業の魅力を高め、優秀な人材を確保するために、この制度を活用してみませんか？

<制度の種類>

○（一般の）中小企業退職金共済制度：主に常時雇用される従業員が対象

○特定業種退職金共済制度：建設業、清酒製造業、林業の期間雇用者が対象

<制度を活用する メリット>

- 安心 法律に基づく国の制度
- 有利 掛金は全額非課税、掛金の一部を国が助成、手数料不要
- 簡単 加入手続き・掛金管理も手間いらず

《加入してよかった！喜びの声》

- ・（一般の）中小企業退職金共済制度の加入者
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/service/service04.html>
- ・建設業退職金共済制度の加入者
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/seido09.html>

■（一般の）中小企業退職金共済制度

<加入できる企業>

常用従業員数または資本金・出資の総額のいずれかが以下の範囲内の企業。

- 一般業種（300 人以下または 3 億円以下）
- 卸売業（100 人以下または 1 億円以下）
- サービス業（100 人以下または 5,000 万円以下）
- 小売業（50 人以下または 5,000 万円以下）

<掛金月額の選択>

5,000 円から 30,000 円までの 16 種類の中から従業員ごとに選択できます。
短時間労働者は 2,000 円、3,000 円、4,000 円の特例掛金月額も選択できます。

<他の退職金や企業年金制度などからの資産移換が可能>

解散する厚生年金基金や事業廃止する特定退職金共済制度からの資産移換ができます。また、平成 30 年 5 月 1 日以降は、合併などに伴う企業年金制度（DB・企業型 DC）からの資産移換も可能となります（予定）。

無料の制度説明会を全国各地で開催しているので、お気軽にご相談ください。

【詳細はこちら】

中小企業退職金共済事業本部ホームページ

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【制度の説明に関する動画はこちら】

<https://www.youtube.com/playlist?list=PL08UL-AE0zoywa0r6KwGc2PW5eG4eBS54>

【説明会開催日程一覧はこちら】

<http://chutaikyo.tais yokukin.go.jp/soudan/soudan02.html>

■特定業種退職金共済制度

加入できる事業主：建設業、清酒製造業、林業を営む事業主

※一人親方の場合は任意組合を作れば加入できます。

従業員ごとの掛金：

建設業：1日310円、清酒製造業：1日300円、

林業：1日470円

【詳細はこちら】

- ・建設業（建設業退職金共済事業本部ホームページ）
<http://www.kentaikyo.tais yokukin.go.jp/>
- ・清酒製造業（清酒製造業退職金共済事業本部ホームページ）
<http://www.seitaikyo.tais yokukin.go.jp/>
- ・林業（林業退職金共済事業本部ホームページ）
<http://www.rintaikyo.tais yokukin.go.jp/>

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 広報誌『厚生労働』5月号発売中！ ▲△

毎月1日発行の広報誌『厚生労働』は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。5月号では2つの特集を掲載しています。

■第1特集

「誰もが働ける社会をめざして 障害者雇用進めよう」

障害のある方の雇用就業を促すため、障害者雇用促進法が改正され、今年4月1日より、障害者の法定雇用率が引き上げになりました。

障害者雇用を積極的に行っている先進企業、改正内容の解説、雇用するための支援策（制度や助成金）を紹介するなど、障害者自身が能力を発揮でき、雇用した企業側にもメリットがある内容となっています。

■第2特集

「発生させないために 一緒に学ぶ労働災害の防止」

労働者が安心して働くためには、企業・労働者の双方が労働災害の防止に取り組むことが大切です。

国が5年ごとに策定している「労働災害防止計画」の内容や、労災の基礎知識や防止策、目標などを分かりやすく紹介しています。

このほか、「未来を拓く働き方」では、エムケー精工株式会社の長時間労働の削減に向けた先進的な取組を紹介しています。

また、消費税の軽減税率のお知らせなど、人事労務をご担当される方にご覧いただきたい情報も掲載しています。

【詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/about.html

▽▼ 新しくなった iDeCo のパンフレットとチラシをご活用ください！ ▲△

iDeCo(イデコ・個人型確定拠出年金)は、昨年1月から、基本的に20歳以上60歳未満の全ての人ができるようになった年金制度で、豊かな老後を過ごすための資産形成方法の一つです。

このたび、iDeCoの普及・推進を目的として、新たにiDeCoのパンフレットとチラシを作成し、「iDeCo公式サイト」に掲載しました。

iDeCoの概要について、わかりやすく説明しており、サイトから自由にダウンロードできますので、従業員の方にiDeCoを紹介する場合などにご活用ください。

【ダウンロードはこちら】

https://www.ideco-koushiki.jp/movie/#idecochan_add_pamphlet

また、iDeCo公式サイトは、上記のチラシやパンフレットのほか、イラストやグラフを使用した制度の概要やメリットについての解説、マンガやアニメ、税制優遇に関

するシミュレーションなど、iDeCo に関する様々なコンテンツを掲載していますので、
ぜひご利用ください。

【詳細はこちら】

iDeCo 公式サイト

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

4 月 27 日に公表された 3 月の完全失業率は、2.5%と前月と同水準、有効求人倍率は前月より 0.01 ポイント上昇の 1.59 倍となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201803.pdf>

(PDF : 317KB)

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000204352.html>

-
- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplus.jp/stop_form.php
 - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplus.jp/contact.php>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。

- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====